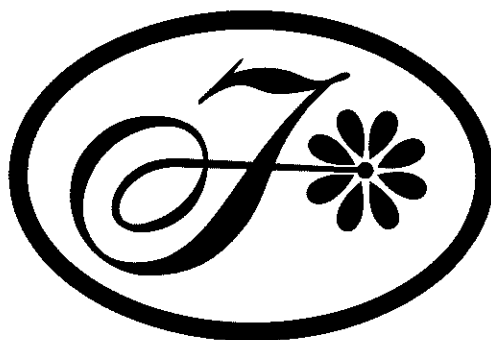


No. _____

フランチャイズ契約の要点と概説

— 不二家洋菓子チェーン店 —

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法の考え方について



作成日

平成29年4月20日(改訂)

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 正会員

株式会社 **不二家**

目 次

項 目	頁 数
フランチャイズ契約のご案内	
不二家洋菓子チェーン店への加盟を希望される方へ	1
第I部 株式会社不二家と不二家洋菓子チェーン店フランチャイズシステムについて	
1.わが社の経営理念	2
2.本部の概要	3
社名・本社所在地・資本金・設立・事業内容・事業の開始・主要株主・主要取引銀行	4
従業員数・本部の関連会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革	
3.会社組織図	5
4.役員一覧	6
5.(1)直近3事業年度(単体)の貸借対照表および損益計算書	7
(2)直近3事業年度(連結)の貸借対照表および損益計算書	11
6.売上・出店状況(加盟店・直营店別)	12
7.加盟者の店舗に関する事項	
(1)直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数	
(2)直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数	12
(3)直近3事業年度の各事業年度内に契約更新された契約に係る加盟者の店舗数及び 契約更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	
8.訴訟件数	12
第II部 フランチャイズ契約の要点	
1.契約の名称等	13
2.売上・収益予測についての説明	13
3.加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項	13
(1)加盟料 (2)店長研修費用 (3)保険料	
4.オープンアカウント、売上等の送金	14
5.オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率	14
6.加盟者に対する商品の販売条件に関する事項	
(1)加盟者に販売する商品、物品、包装資材の種類 (2)商品等の供給条件について	14
(3)供給日、回数、時間に関する事項 (4)発注方法 (5)商品及び包装資材類の代金の決済方法 (6)返品	15
(7)在庫管理等 (8)販売方法 (9)商品の販売価格について (10)許認可を要する商品の販売について	
7.経営の指導に関する事項	
(1)加盟に際しての研修等実施の有無 (2)加盟に際し行われる研修の内容	16
(3)加盟店に対する開店前の指導及び協力 (4)加盟店に対する継続的な経営指導の方法及びその実施回数	17
8.使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	17
9.契約期間、契約の更新および契約解消に関する事項	
(1)契約期間 (2)契約の更新の要件および手続き (3)契約解除の条件および手続き	18
(4)契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容等	19
10.加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項	
(1)売上ロイヤルティ (2)情報システム料 (3)保険料	19
11.店舗の営業時間・営業日・休業日	20
12.テリトリー権の有無	20
13.就業禁止義務の有無	20
14.守秘義務の有無	20
15.店舗の構造と内外装についての特別義務	20
16.契約違反をした場合の違約金、その他義務に関する事項等	20
17.事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	20
後記「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書	21
	22
別添資料「フランチャイズ契約はよく理解して!」(中小企業庁)	

フランチャイズ契約のご案内

株式会社 不二家
〒112-0012
東京都文京区大塚2丁目15番6号
担当部門
洋菓子事業本部 営業本部 店舗開発部
TEL (03) 5978-8560
FAX (03) 5978-8631

本資料は、これからフランチャイズ・システムに加盟されようとしている方々のために、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売商業振興法(以下、小振法という)及び中小小売商業振興法施行規則(以下、施行規則という)並びにフランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について(以下、フランチャイズガイドラインという)に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの資料を読んだり第三者にも相談する等など、十分に時間をかけて判断してください。もしご不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

また、フランチャイズ・システム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
〒105-0001
東京都港区虎ノ門三丁目6番2号
TEL (03) 5777-8711

この案内は平成29年4月20日に作成され、日本フランチャイズチェーン協会、経済産業省商務情報政策局流通政策課に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容については提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際し調査すべき資料の内容については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です。

不二家洋菓子チェーン店への加盟を希望される方へ

～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズ・システムをご検討いただきまして誠にありがとうございます。

当社は「不二家洋菓子チェーン店」の名のもとに(フランチャイズシステムで)洋菓子事業を展開しております。

当チェーンの店舗は、洋菓子製造、及び販売事業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、店舗イメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、「不二家洋菓子チェーン店」の経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初から不二家洋菓子チェーン・フランチャイズ・システムとは異なる独自の経営手法を重視され、不二家洋菓子チェーン・フランチャイズ・システムのノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、「不二家洋菓子チェーン店」への加盟をお勧めできません。

当社の「不二家洋菓子チェーン店」は、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ、システム、商品の開発に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗運営など、加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、それぞれの役割を忠実、且つ積極的に果たすことが「不二家洋菓子チェーン店」の経営成功の鍵なのです。

「不二家洋菓子チェーン店」の経営をされる加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力は加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

第I部 株式会社不二家と不二家洋菓子チェーン店 フランチャイズ・システムについて

1. わが社の経営理念

(1) 株式会社不二家の経営理念

常により良い商品と最善のサービス(ベストクオリティ・ベストサービス)を通じて、お客様ご家族においしさ・楽しさ・満足を提供する。

当社と加盟者は経営理念の達成の為、それぞれの経営責任のもと食品衛生法をはじめとした関係法令を遵守すると共に、ブランドの維持向上と不二家洋菓子チェーン店発展に向けての協力関係を築き、共に社会に貢献していくものです。

(2) 株式会社不二家の社是(不二家洋菓子チェーン店の標語)

愛と誠心と感謝をこめて、お客様に愛される不二家になります

社是とは、会社の基本精神であり、会社の営業モットーです。私達不二家は、この社是を指標として、お客様にご奉仕しております。不二家のお店や商品をお選びいただいたお客様に、まごころと感謝の気持ちをこめて、お客様に愛される不二家の姿を、ひろく、高く築いていこうと言うことです。

社是は、不二家洋菓子チェーン店の加盟者及び従業員の皆様方にも「不二家洋菓子チェーン店」の標語として共有されています。

不二家洋菓子チェーン店の加盟を希望される方は、当社の経営理念を共有していただき、お客様第一主義の経営を実行していただくことが条件となります。

2. 本部の概要

平成28年12月31日現在

- (1)社名 株式会社 不二家
- (2)本社所在地 〒112-0012
東京都文京区大塚2丁目15番6号
URL <https://www.fujiya-peko.co.jp/>
- (3)資本金 182億8,014万円
- (4)設立 昭和13年6月30日
- (5)事業内容 1.フランチャイズシステムに基づく洋菓子店「不二家洋菓子チェーン店」の展開
2.菓子、洋菓子等の製造・販売
- (6)事業の開始 明治43年11月16日(直営店創業)
昭和38年10月(不二家洋菓子チェーン店/フランチャイズ1号店開設)
昭和42年9月(不二家ファミリー・レストラン/フランチャイズ店1号店開設)
- (7)主要株主 山崎製パン株式会社
株式会社バンダイナムコホールディングス
株式会社りそな銀行
- (8)主要取引銀行 株式会社りそな銀行
株式会社みずほ銀行
株式会社三井住友銀行
- (9)従業員数 正社員 1096名
- (10)本部の関連会社の名称及び事業の種類
- 株式会社 不二家フードサービス
東京都文京区大塚2-15-6 ニッセイ音羽ビル3F TEL 03-6902-2000
事業内容:レストラン及び喫茶事業の直営店経営
- 株式会社 タロワイヨシヤボン
東京都文京区大塚2-15-6 ニッセイ音羽ビル3F TEL 03-5978-8660
事業内容:フランス「タロワイヨ」社との提携によるフランス菓子等の製造及び直営店経営
- 株式会社 不二家システムセンター
東京都江戸川区西葛西3丁目22-21 西葛西KYUビル4F TEL 03-5675-5511
事業内容:事務受託業務及びアウトソーシング受託
- 不二家乳業株式会社
岩手県一関市大東町摺沢字沼田27 TEL 0191-75-2215
事業内容:乳製品類の製造販売
- 不二家サンヨー株式会社
福島県伊達市下川原28 TEL 024-583-3435
事業内容:缶飲料及び果実加工品の製造販売
- 不二家(杭州)食品有限公司
中国浙江省杭州市蕭山区 瓜渚鎮瓜港三路489号 TEL 86-571(8353)-1133
事業内容:中国での菓子製造卸売・菓子の輸入販売
- 株式会社 不二家東北
山形県山形市小立1-1-32 TEL 023-641-7661
事業内容:洋菓子の製造と山形県、宮城県、岩手県、秋田県、青森県内におけるフランチャイズ事業及び直営店経営
- 株式会社 スイートガーデン
兵庫県神戸市西区高塚台5-4-1 TEL 078-911-6700
事業内容:和洋菓子の製造販売、タカラブネ、スイートガーデン、スイートオープン132店の運営
- 不二家テクノ株式会社
東京都文京区大塚2-15-6 ニッセイ音羽ビル1F TEL 03-6902-0613
事業内容:建築設計管理及び機械の保守業務
- テクノ保険サービス株式会社
東京都文京区大塚2-5-16 ニッセイ音羽ビル1F TEL 03-6902-1556
事業内容:保険代理業
- B-R サーティワンアイスクリーム株式会社
東京都品川区上大崎3-2-1 目黒センタービル3F TEL 03-3449-0331
事業内容:アイスクリームの製造及び全国におけるフランチャイズ事業及び直営店経営
- 日本食材株式会社
埼玉県さいたま市本町6-4-22 TEL 048-852-7744
事業内容:当社製品の一部を製造
- (11)所属団体 社団法人 日本フランチャイズチェーン協会
社団法人 日本フードサービス協会

【沿革】	
明治43年11月	創業者藤井林右衛門が横浜元町に洋菓子店を開設
昭和6年5月	直営店大阪心齋橋店を開設
昭和12年8月	直営店銀座店を開設
昭和13年6月	資本金20万円をもって株式会社第二不二家を設立
昭和13年9月	株式会社第二不二家に合名会社不二家を吸収合併
昭和13年12月	株式会社不二家に商号変更
昭和21年8月	本社を東京都中央区銀座7丁目2番17号に移転
昭和21年12月	直営店名古屋広小路店を開設
昭和25年秋	ペコちゃんを発表
昭和26年12月	ミルクキーを発売
昭和26年12月	ポコちゃんを発表
昭和28年10月	直営店数寄屋橋店を開設
昭和34年9月	神奈川県平塚市に平塚工場(チョコレート)を開設
昭和37年5月	直営店札幌店を開設
昭和37年6月	東京、大阪、名古屋各証券取引所市場第二部へ株式を上場
昭和37年12月	直営店福岡中洲店を開設
昭和38年10月	フランチャイズチェーン第1号店京都伏見店を開設して、フランチャイズチェーンを展開
昭和38年12月	関東地区でのフランチャイズチェーンを展開
昭和39年7月	中部地区でのフランチャイズチェーンを展開
昭和40年2月	東京、大阪、名古屋各証券取引所市場第一部へ株式を上場
昭和43年8月	神奈川県秦野市に秦野工場(キャンディ、焼物)を開設
昭和43年11月	埼玉県新座市に埼玉工場(洋菓子)を開設
昭和44年8月	九州地区でのフランチャイズチェーンを展開
昭和46年5月	大阪府泉佐野市に泉佐野工場(洋菓子)を開設
昭和47年4月	社団法人日本フランチャイズチェーン協会設立と同時に入会
昭和48年12月	米国バスキン・ロビンス社と合併会社ビー・アールジャパン株式会社(現在の社名B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社)を設立して、アイスクリームチェーンに着手
昭和49年3月	北海道地区でのフランチャイズチェーンを展開
昭和49年8月	株式会社新潟不二フードとの間でマスターフランチャイズ契約を締結して同社を通じて、新潟地区でのフランチャイズチェーンを展開
昭和52年2月	フランチャイズチェーン店500号を達成
昭和53年3月	株式会社不二家ロードサイドレストランを設立して、郊外型レストラン産業に進出
昭和57年2月	社団法人日本フランチャイズチェーン協会より優良フランチャイズ通商産業大臣賞を受賞
昭和59年8月	米国サンフランシスコにフジサンU.S.A.INC(レストラン業)を設立
平成元年10月	株式会社ダロワイヨ ミヤボン(フランス洋菓子製造販売業)を設立
平成2年6月	静岡県裾野市に富士裾野工場(ミルクキー、焼物)を開設
平成4年10月	フランチャイズチェーン店1000号店を達成
平成7年4月	POSシステムを直営店及びフランチャイズチェーン店に導入
平成7年11月	佐賀県神埼郡に九州工場(洋菓子)を開設
平成19年2月	本社を東京都文京区大塚2丁目15番6号の現在地に移転
平成19年4月	山崎製パン株式会社の持分法適用会社化
平成20年11月	山崎製パン株式会社の連結子会社化
平成26年4月	株式会社スイートガーデンの子会社化

4. 役員一覧

平成28年4月1日現在

代表取締役会長	山田憲典	
代表取締役社長	櫻井康文	(兼不二家ファミリー文化研究所長)
常務取締役	河村宣行	(菓子事業本部長兼同事業本部マーケティング本部長兼食品事業担当兼通販・キャラクター事業部管掌)
常務取締役	宮崎広	(経理本部長)
取締役相談役	飯島延浩	
取締役	瓜生徹	(洋菓子事業本部長兼洋菓子事業本部広域営業本部長)
取締役	吉本勇	(菓子事業本部営業本部長)
取締役	野地正幸	(菓子事業本部生産本部長)
取締役	坂下展敏	(洋菓子事業本部生産本部長)
取締役	中島清隆	(総務人事本部長兼海外事業部長)
取締役	高橋俊裕	(社外取締役)
取締役	峯野龍弘	(社外取締役)
常勤監査役	塚崎覺	
常勤監査役	内田宏治	
監査役	弘中徹	(社外監査役)
監査役	佐藤元宏	(社外監査役)
執行役員	澤田静雄	(食品安全衛生管理本部長)
執行役員	濱崎武	(菓子事業本部営業本部首都圏統括部長)
執行役員	高橋雅宏	(施設部長)
執行役員	小倉雅行	(菓子事業本部生産本部商品開発部長)
執行役員	佐野正樹	(食品安全衛生本部副本部長)
執行役員	大江政美	(洋菓子事業本部店舗営業本部長兼店舗営業本部店舗運営部長)
執行役員	澄川久博	(監査室長)
執行役員	古田健	(購買部長)
執行役員	安田泰宏	(経理本部経理部長)
執行役員	臼井修	(洋菓子事業本部広域営業本部広域企画部長)
執行役員	富永寿哉	(菓子事業本部営業本部営業推進部長)

5. (1) 直近3事業年度〈単体〉の貸借対照表および損益計算書

(単位:百万円)

<貸借対照表①>	平成28年度 <平成28年12月31日>	平成27年度 <平成27年12月31日>	平成26年度 <平成26年12月31日>
資産の部			
流動資産	22,145	21,802	24,021
現金及び預金	5,014	4,564	6,048
受取手形	36	43	80
売掛金	11,911	11,972	11,770
商品及び製品	2,390	2,425	2,725
原材料及び貯蔵品	1,609	1,896	1,994
仕掛品	278	293	286
前払費用	238	251	270
繰延税金資産	244	113	125
関係会社短期貸付金	860	950	1,000
その他	362	329	553
貸倒引当金	△ 801	△ 1,037	△ 833
固定資産	22,887	23,407	23,380
有形固定資産	15,171	15,928	16,199
建物	5,075	5,425	5,636
構築物	464	504	542
機械及び装置	5,494	5,598	5,560
車両運搬具	13	14	22
工器具及び備品	216	276	332
土地	2,860	2,860	2,869
リース資産	1,010	1,146	1,188
建設仮勘定	35	101	47
無形固定資産	677	244	227
借地権	105	105	105
ソフトウェア	519	87	70
その他	51	50	50
投資その他資産	7,038	7,234	6,954
投資有価証券	751	771	540
関係会社株式	4,007	4,007	4,007
出資金	10	8	7
関係会社出資金	219	219	219
長期貸付金	811	694	638
繰延税金資産	59	93	106
破産更生債権等	27	32	35
長期前払費用	4	8	13
敷金及び補償金	1,656	1,717	1,766
前払年金費用	37	59	—
その他	81	121	203
貸倒引当金	△ 629	△ 500	△ 584
資産合計	45,033	45,210	47,402

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:百万円)

<貸借対照表②>	平成28年度	平成27年度	平成26年度
	<平成28年12月31日>	<平成27年12月31日>	<平成26年12月31日>
負債の部			
流動負債	15,967	16,069	17,192
支払手形	239	320	305
買掛金	5,756	5,590	5,774
短期借入金	1,620	1,620	1,620
一年内返済予定の長期借入金	812	1,024	1,267
一年内償還予定の社債	140	411	494
リース債務	306	361	391
未払金	2,278	2,057	2,459
未払歩戻奨励金	2,383	2,381	2,322
未払消費税等	319	417	482
未払費用	837	833	882
未払法人税等	249	170	175
前受金	80	74	82
賞与引当金	228	221	230
店舗閉鎖損失引当金	—	—	0
設備関係支払手形	559	412	533
その他	156	171	169
固定負債	5,301	6,084	7,641
社債	510	650	1,061
長期借入金	1,595	2,408	3,433
リース債務	782	913	888
退職給付引当金	1,419	1,084	1,158
長期預り保証金	562	567	579
債務保証損失引当金	347	183	—
資産除去債務	49	47	41
長期未払金	33	230	478
負債合計	21,269	22,154	24,833
純資産の部			
株主資本	23,695	22,973	22,501
資本金	18,280	18,280	18,280
資本剰余金	4,065	4,065	
資本準備金	3,859	3,859	3,859
その他資本剰余金	205	205	205
利益剰余金	1,363	641	168
利益準備金	90	90	90
繰越利益剰余金	1,273	551	78
自己株式	△ 13	△ 13	△ 13
評価・換算差額等	68	82	67
その他有価証券評価差額金	68	82	67
純資産合計	23,763	23,056	22,568
負債・純資産合計	45,033	45,210	47,402

(単位:百万円)

<損益計算書>	平成28年度	平成27年度	平成26年度
	<平成28年1月1日～平成28年12月31日>	<平成27年1月1日～平成27年12月31日>	<平成26年1月1日～平成26年12月31日>
売上高	79,867	78,586	80,323
売上原価	42,970	42,926	45,246
売上総利益	36,896	35,659	35,077
販売費及び一般管理費	36,494	36,155	35,878
営業利益 (△損失)	402	△ 495	△ 800
営業外収益	905	943	903
受取利息	9	11	12
受取配当金	827	866	826
雑収入	68	65	63
営業外費用	322	329	268
支払利息	56	73	85
社債利息	5	10	13
社債発行費	—	—	25
社債保証料	3	7	9
貸倒引当金繰入額	—	33	85
為替差損	48	—	—
債務保証損失引当繰入額	163	183	—
雑損失	45	20	48
経常利益 (△損失)	984	119	△ 166
特別利益	1	129	128
投資有価証券売却益	—	95	128
固定資産売却益	1	34	—
店舗閉鎖損失引当戻入額	—	0	—
特別損失	116	109	90
固定資産廃棄損	114	109	76
減損損失	1	—	—
投資有価証券評価損	—	—	0
店舗閉鎖損失引当繰入額	—	—	0
災害損失	—	—	12
税引前当期純利益 (△損失)	869	139	△ 128
法人税・住民税及び事業税	235	194	162
法人税等調整額	△ 88	19	19
法人税等合計	147	213	181
当期純利益 (△損失)	721	△ 74	△ 310

(2) 直近3事業年度(連結)の貸借対照表および損益計算書

(単位:百万円)

<貸借対照表①>	平成28年度 ＜平成28年12月31日＞	平成27年度 ＜平成27年12月31日＞	平成26年度 ＜平成26年12月31日＞
資産の部			
流動資産	29,537	29,335	31,054
現金及び預金	9,459	8,860	10,191
受取手形及び売掛金	13,803	13,777	13,709
商品及び製品	2,896	3,061	3,365
仕掛品	306	331	334
原材料及び貯蔵品	2,162	2,457	2,520
繰延税金資産	315	160	179
その他	864	1,120	1,040
貸倒引当金	△ 270	△ 433	△ 287
固定資産	31,432	31,185	31,188
有形固定資産	20,717	20,496	20,900
建物及び構築物	6,537	6,704	6,926
機械装置及び運搬具	7,562	7,986	8,208
工具器具及び備品	443	527	541
土地	3,689	3,689	3,711
リース資産	1,290	1,472	1,448
建設仮勘定	1,192	116	64
無形固定資産	1,510	1,412	766
のれん	333	389	445
ソフトウェア	566	125	121
その他	609	897	199
投資その他の資産	9,205	9,275	9,520
投資有価証券	5,827	5,828	5,953
長期貸付金	395	339	355
繰延税金資産	81	105	158
敷金及び保証金	2,541	2,616	2,778
退職給付に係る資産	205	137	—
その他	318	333	415
貸倒引当金	△ 164	△ 86	△ 141
資産合計	60,969	60,520	62,242

(単位:百万円)

<貸借対照表②>	平成28年度	平成27年度	平成26年度
	<平成28年12月31日>	<平成27年12月31日>	<平成26年12月31日>
負債の部			
流動負債	21,858	21,617	23,039
支払手形及び買掛金	7,392	7,349	7,682
短期借入金	4,164	4,447	4,903
一年内償還予定の社債	390	411	494
リース債務	421	462	465
未払金	5,490	5,142	5,562
未払法人税等	457	440	436
賞与引当金	301	284	292
店舗閉鎖損失引当金	—	1	10
その他	3,239	3,077	3,192
固定負債	7,523	8,686	10,044
社債	510	900	1,311
長期借入金	2,912	3,541	4,166
リース債務	1,091	1,229	1,122
繰延税金負債	88	98	148
退職給付に係る負債	2,047	1,843	2,121
長期未払金	37	234	482
その他	835	839	690
負債合計	29,381	30,304	33,084
純資産の部			
株主資本	29,601	28,305	27,612
資本金	18,280	18,280	18,280
資本剰余金	4,065	4,065	4,065
利益剰余金	7,271	5,975	5,281
自己株式	△16	△15	△15
その他の包括利益累計額	470	514	386
その他有価証券評価差額金	132	142	113
繰延ヘッジ損益	—	△13	35
為替換算調整勘定	198	471	596
退職給付に係る調整累計額	138	△85	△359
非支配株主持分	1,517	1,396	1,160
純資産合計	31,588	30,216	29,158
負債・純資産合計	60,969	60,520	62,242

(単位:百万円)

<損益計算書>	平成28年度	平成27年度	平成26年度
	<平成28年12月31日現在>	<平成27年12月31日現在>	<平成26年12月31日現在>
売上高	104,400	104,021	104,105
売上原価	54,737	55,397	56,754
売上総利益	49,662	48,624	47,351
販売費及び一般管理費	47,147	47,144	46,463
営業利益	2,514	1,480	887
営業外収益	387	237	527
受取利息	45	51	35
受取配当金	51	36	95
持分法による投資利益	175	22	229
雑収入	114	127	166
営業外費用	224	195	246
支払利息	94	116	127
為替差損	63	—	—
社債発行費	—	—	25
雑損失	66	79	92
経常利益	2,677	1,522	1,168
特別利益	1	132	128
固定資産売却益	1	37	0
投資有価証券売却益	—	95	128
特別損失	171	165	283
固定資産廃棄損	117	147	99
のれん償却額	—	—	167
店舗閉鎖損失引当金繰入額	—	—	3
減損損失	53	17	—
災害損失	—	—	12
投資有価証券評価損	—	—	0
税金等調整前当期純利益	2,507	1,489	1,013
法人税・住民税及び事業税	863	846	747
法人税等調整額	△95	44	39
当期純利益	1,739	598	225
非支配株主に帰属する当期純利益	443	452	336
親会社株主に帰属する当期純利益 (△損失)	1,295	146	△110

(連結子会社)

株式会社不二家フードサービス	議決権の所有割合 (%)	100%
株式会社ダロワイヨジャボン	議決権の所有割合 (%)	100%
株式会社不二家システムセンター	議決権の所有割合 (%)	100%
不二家乳業株式会社	議決権の所有割合 (%)	83.2%
不二家サンヨー株式会社	議決権の所有割合 (%)	95%
不二家(杭州)食品有限公司	議決権の所有割合 (%)	71.6%
株式会社不二家東北	議決権の所有割合 (%)	100%
株式会社スイートガーデン	議決権の所有割合 (%)	100%

(持分法適用関連会社)

B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社	議決権の所有割合 (%)	43.3%
日本食材株式会社	議決権の所有割合 (%)	50%

6. 売上・出店状況(加盟店・直営店別)

(1) 不二家洋菓子チェーン店全店小売売上高推移

(百万円)

年 度	加盟店	直営店	合 計
平成24年度	14,848	5,688	20,535
平成25年度	14,978	6,265	21,244
平成26年度	15,052	6,560	21,612
平成27年度	14,842	6,609	21,451
平成28年度	13,388	6,236	19,624

(2) 店舗数推移

(店)

年 度	加盟店	直営店	合 計
平成24年度	462	152	614
平成25年度	455	164	619
平成26年度	516	191	707
平成27年度	513	184	697
平成28年度	459	171	630

※1 売上・出店状況に不二家ファミリーレストラン、不二家コーヒー・ショップは含まれていません。

※2 売上・出店状況に(株)不二家東北エリア(山形・宮城・岩手・秋田・青森エリア)は含まれていません。

※3 売上・出店状況に納品店舗は含まれていません。

7. 加盟者の店舗に関する事項

(1) 直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数
(直営店から加盟店への移行含む)

(店)

年 度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
平成26年度	54
平成27年度	36
平成28年度	16

※ 平成26年度はスイートガーデンからの不二家への加盟変更を含みます。

(2) 直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数

(店)

年 度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
平成26年度	35
平成27年度	45
平成28年度	63

(3) 契約は3年ごとに自動更新されます。

8. 訴訟件数

・直近5事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

(件)

年 度	加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
平成24年度	0	0
平成25年度	0	0
平成26年度	0	3
平成27年度	0	0
平成28年度	0	0

※ 訴訟件数は相手方の訴えに対する反訴も含まれます。

第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称等

(1) 契約の名称 フランチャイズ契約(不二家洋菓子チェーン店)

(2) 契約の本旨

株式会社不二家(フランチャイザー)と加盟者(フランチャイジー)とが、当社の掲げる経営理念の共有のもとにフランチャイズビジネスの使命達成ならびに継続的な共存共栄関係を保持し、不二家洋菓子チェーン店の営業を目的として契約していただくものです。

(3) 加盟店の表示(店舗名) 「不二家ファミリー・チェーン加盟店〇〇〇店」

2. 売上・収益予測についての説明

当社は、加盟希望者に対して売上と収益の予測額の提示は、行いません。

加盟希望者が自らの意思において加盟を判断する際の参考とする為に希望される場合、売上、収益予測に関して当社が調査・作成した資料を提示する場合があります。ただし、提示した資料は、あくまでも参考資料であり、加盟者に対して売上や収益の結果を保証するものではありません。

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

(1) 加盟料

① 金銭の額と性質

金500,000円及びそれにかかる消費税額を「加盟料」(フランチャイズ・フィー)としてお支払いいただきます。

② お支払いの時期

フランチャイズ契約の契約締結時にお支払いいただきます。

③ お支払いの方法

現金、小切手又は銀行振込でお支払いいただきます。

④ 当該金銭の返還の有無及び条件

いかなる場合も返還されません。

(2) 店長研修費用

① 金銭の額と性質

金150,000円及びそれにかかる消費税額を「店長ライセンスコース」の研修費用としてお支払いいただきます。

② お支払いの時期

フランチャイズ契約の契約締結時にお支払いいただきます。

③ お支払いの方法

現金、小切手又は銀行振込でお支払いいただきます。

④ 当該金銭の返還の有無及び条件

いかなる場合も返還されません。

(3) 保険料

① 金銭の額と性質

(イ) フランチャイズ契約に基づき「施設所有者管理者賠償責任保険」及び「生産物賠償責任保険」を保険会社との間で締結していただきます。保険料額については保険会社により定められた金額を支払っていただきます。

(ロ) 看板機械設備に関する契約に基づき「動産総合保険」を当社から加盟者に対して無償譲渡、賃貸借又は使用貸借する設備等について、保険会社との間で締結していただきます。保険料額については保険会社により定められた金額を支払っていただきます。

② お支払いの時期

(イ) 「施設所有者管理者賠償責任保険」及び「生産物賠償責任保険」についてはフランチャイズ契約締結時に保険会社に支払っていただきます。

(ロ) 「動産総合保険」については看板機械設備に関する契約の締結時に保険会社に支払っていただきます。

③ お支払いの方法

各保険会社の定めに基づきます。

4. オープンアカウント、売上金等の送金

当社と加盟者との間における日常継続的な取引に伴う債権債務の交互計算による取引制度はなく、又加盟者から当社への売上金の送金制度はありません。

5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

当社から、加盟者への金銭の貸付制度はありません。
加盟にあたり、加盟者の店舗取得費用及び設備投資金額等の資金調達にあたって、当社が金融機関及びリース会社等の紹介を行う場合は有りますが、当社が融資に直接的に関わったり、借入金債務の保証を行うことは有りません。

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

(1) 加盟者に販売する商品、物品、包装資材の種類

加盟者に販売する商品の種類は下記の通りです。

- ① 洋菓子 ② キャンデー ③ チョコレート ④ パン、ドーナツ
- ⑤ カステラ ⑥ アイスクリーム、シャーベット ⑦ プリン、ゼリー
- ⑧ 飲料(清涼、果実、乳酸菌等の各飲料) ⑨ ケーキ原材料及び半製品
- ⑩ 包装資材 ⑪ その他の本部が認めるもの

(注)商品構成表はフランチャイズ契約書提出の際にお渡します。又、商品構成は季節等によって変更されます。

(2) 商品等の供給条件について

商品、物品類及び包装資材類の仕入れについては不二家洋菓子チェーン店としての統一的営業のための商品構成並びに品質の均一性の上から当社又は当社が斡旋する仕入先より仕入れていただきます。但しフルーツ類の仕入先は除きます。

(3) 供給日、回数、時間に関する事項

種 類	供給日(回数)	納品時間
洋菓子類	毎日	午前0時～午前12時
冷凍商品類及び冷凍原材料類	週4日	午前0時～午前12時
チョコレート・キャンデー類	週3日	午前0時～午前12時
包装資材類	週3日	午前0時～午前12時

※供給日(曜日・回数)は、地域、季節等により変動します。

個別店舗の納品時間は、出店地域及び出店場所等によって全店異なります。

納品時間は、天候、道路事情等により早着又は遅着があります。

繁忙月(12月)における特定日の供給内容については、当該時期に別途ご連絡いたします。

(4) 発注方法

パソコン(各店にて御手配いただきます)からのインターネット注文(i-オーダー)システムもしくは、POSレジでの注文システムにより、御注文いただきます。注文受付時間はチョコレート・キャンディ類、包装資材類が納品日の前々日午後2時まで、洋菓子類、冷凍商品類及び冷凍原材料類が納品日の前々日午後9時までとなっています。

(5) 商品及び包装資材類の代金の決済方法

商品及び包装資材類の代金とそれにかかる消費税額の支払いは下記の通りになっており、その支払い方法は当社の指定銀行口座へ支払期限迄に振込んでいただきます。

対象期間	支払期限
1日～10日	同月20日迄
11日～20日	同月末日迄
21日～月末日	翌月10日迄

(6) 返品

商品及び包装資材類の返品はできません。
但し当社もしくは、当社の指定する仕入先に責任がある場合を除きます。
尚、当社もしくは、当社の指定する仕入先への返品に伴う引取価格は納品価格とします。

(7) 在庫管理等

加盟者は毎月一定の日を商品類、物品類および包装資材類の点検日と定めると共に、常に良品の販売が出来る様に規格および基準の維持管理を行っていただきます。

(8) 販売方法

加盟者は当社の定める諸基準に従い、定められた営業場所において、当社の指定または推奨する商品類、物品類、および包装資材類を使用し、販売していただきます。

(9) 商品の販売価格について

加盟者に対する当社及び当社があっせんする仕入先より仕入れる商品類、物品類、及び包装資材類の納品価格は別途定める納品価格に基づきます。
尚、納品価格は変更されることがあります。

(10) 許認可を要する商品の販売について

不二家洋菓子チェーン店の開店及び商品の販売にあたり必要な関連法規に関する法的資格、許認可等は、加盟者の責任と費用にて取得していただきます。

7. 経営の指導に関する事項

(1) 加盟に際しての研修等実施の有無

不二家洋菓子チェーン店の加盟に際して店長またはこれに代わる者は、関東地区トレーニングセンター及びエリアトレーニングセンターで開講する当社所定の「店長ライセンスコース」の研修を受け、認定テストに合格しなければなりません。尚、一般従業員トレーニングの研修も別途設定されています。

(2) 加盟に際し行われる研修の内容

不二家洋菓子チェーン店の研修として店長またはこれに代わる者は、トレーニングセンター等にて次の基本的な内容の講義、店舗実習研修、製造技術研修の合計13日間を受けていただきます。

① 講義内容

- ① 会社概要、組織
- ② チェーン・システムの概要
- ③ 商品知識、陳列と包装の方法
- ④ 設備器具の取扱いと維持
- ⑤ 作業手順について
- ⑥ 品質管理
- ⑦ 仕入管理
- ⑧ 販売・接客技術
- ⑨ 製造技術
- ⑩ 販売促進活動
- ⑪ 商圏調査・分析活動
- ⑫ 安全衛生
- ⑬ 労務管理
- ⑭ 経営管理業務
- ⑮ 情報・データ処理業務
- ⑯ その他

② 店舗実習

講義内容に基づき当社社員の指導による当社指定の店舗において店舗実習研修を受けていただきます。

③ 研修費用

「店長ライセンスコース」の研修費用として150,000円及びそれにかかる消費税額をフランチャイズ契約締結時にお支払いいただきます。一般従業員トレーニングの研修費用は無料です。交通費、宿泊費、食事代等は、加盟者の負担となります。

④ 研修（トレーニングセンター）の場所

「店長ライセンスコース」の研修は、関東地区トレーニングセンター（一部店舗実習研修を含む）にて8日間、及び各地域のトレーニングセンターにて5日間（店内で焼成する機能がない場合は4日間）、合計13日間を受講していただきます。

トレーニングセンターの名称	対象地域	研修場所（所在地）
関東地区トレーニングセンター	関東、福島、新潟、静岡地域	東京都文京区大塚2-15-6
北海道地区トレーニングセンター	北海道地域	北海道札幌市豊平区月寒東一条14-5-1
中部地区トレーニングセンター	中部地域	大阪府大阪市中央区心斎橋筋2-2-23
関西地区トレーニングセンター	関西地域	大阪府大阪市中央区心斎橋筋2-2-23
九州地区トレーニングセンター	中国、九州地域	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野1027-3

(3) 加盟店に対する開店前の指導及び協力

当社は、加盟店の営業開始前に必要とする業務を指導し、店舗の開店に協力します。

(4) 加盟店に対する継続的な経営指導の方法及びその実施回数

継続的な経営指導として、定期及び不定期の会議を開催し、スーパーバイザーによる月一回以上の訪店及び、マニュアル等の交付等による個別の加盟店に対する営業指導及び経営指導を行ないます。

8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

① 当該使用させる商標、商号その他の表示

加盟者は、下の商標、サービス・マーク、その他営業の象徴となる標章を使用することが許諾されます。

①

不二家

②



③

ペコちゃん

④

ポコちゃん

⑤

PEKO

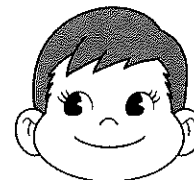
⑥

POKO

⑦



⑧



⑨

 FUJIYA

⑩

 FUJIYA

② 当該表示の使用についての条件

(イ) 開業日より契約終了までの間、契約書に記載された特定の店舗建物において加盟店経営のためにのみ使用を許諾します。又、当社の定めるものについては、開業日より契約終了までの間使用を義務づけます。

(ロ) 加盟者またはその関係者は、当社の書面による承諾を得ない限り、当社の商号、関係会社の商号及び当社が属する企業グループの名称をいかなる方法においても使用することができません。

9. 契約期間、契約の更新及び契約解消に関する事項

(1) 契約期間

契約締結日より3年間とします。

(2) 契約の更新の要件及び手続き

満期日の6ヶ月前迄に両当事者のいずれかから相手方に対し書面による契約終了の申し入れがない限り、3年間自動更新され、以降も同様となります。

(3) 契約解除の条件及び手続き

① 当社側からの契約解除

〈即時解約〉

当社は加盟者に次のいずれかにあたる事由があった場合、事前の催告を要せず、加盟者に対し解約を告知することにより、フランチャイズ契約をただちに終了することができます。

- ① 正当な理由なく連続7日間以上店舗の営業を休止したとき
- ② 関係官庁より営業停止処分を受け、又は、許認可が消滅したとき
- ③ 手形小切手の不渡り、取引停止処分、取引先からの出荷停止、仮差押、仮処分、競売、滞納処分を受け、又は、破産、民事再生、会社更生等の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てをしたとき
- ④ 加盟者である法人が解散し、又は、個人である加盟者が死亡し、もしくは後見、補佐、補助の各開始の判断を受け、もしくは任意後見監査人が選任されたとき
- ⑤ 加盟者の賃貸借契約又は転貸借契約が終了したとき
- ⑥ 加盟者もしくは不二家洋菓子チェーン・フランチャイズ・システムの信用、名誉、のれんを傷つける行為をしたとき
- ⑦ 商標等又はペコ店頭人形(ペコ卓上人形)を不正に使用したとき

〈予告解約〉

当社は加盟者が次のいずれかにあたる事由があった場合、加盟者に対し書面でその是正を告知し、10日以内にこれが是正されないときは、フランチャイズ契約を解約することができます。

- ① フランチャイズ契約に違反したとき
- ② フランチャイズ契約以外の当社との契約に違反したとき
- ③ 取引先との契約につき、重大な違反をしたとき
- ④ 当社に虚偽の報告をしたとき、又は、会計書類に偽った記載をしたとき
- ⑤ 金銭債務の不履行をしたとき
- ⑥ マニュアルを適切に履行していないとき
- ⑦ 加盟者の経営者等に変更があり、加盟店の運営に支障をきたすおそれが生じたとき
- ⑧ 加盟者の株主、代表者もしくは店舗運営責任者の変更、又は合併等により、不二家洋菓子チェーン・フランチャイズ・システム又は、加盟店の運営に支障をきたすおそれが生じたとき

② 加盟者側からの契約解除

加盟者は当社に次のいずれかにあたる事由があった場合、当社に対し解約を告知することにより、フランチャイズ契約をただちに終了することができます。

〈即時解約〉

- ① 関係官庁より営業停止処分を受け、又は、許認可が消滅したとき
- ② 手形小切手の不渡り、取引停止処分、取引先からの出荷停止、仮差押、仮処分、競売、滞納処分を受け、又は、破産、民事再生、会社更生等の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てをしたとき
- ③ 解散したとき

〈予告解約〉

加盟者は当社が次のいずれかにあたる事由があった場合、当社に対し書面でその是正を告知し、10日以内にこれが是正されないときは、フランチャイズ契約を解約することができます。

- ① フランチャイズ契約に違反したとき
- ② フランチャイズ契約以外の両者間の契約に違反したとき
- ③ 金銭債務の不履行をしたとき

③ 契約解除による違約金

加盟者にフランチャイズ契約に係わる違反行為があった場合に、最低額100万円を損害賠償額の予定とします。

(4) 契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容等

- ① 加盟者が当社の信用を著しく傷つける様な違反があった場合には当社は契約の解除と共に信用の毀損によって被った損害額(最低金100万円)を加盟店に請求することがあります。
- ② 加盟者が加盟料、売上ロイヤルティ、納品代金等の支払を遅滞した場合、年利14.5%の遅延損害金を請求することとなっています。
- ③ 加盟者が契約期間内及び契約終了後1年以内における「類似事業の営業の禁止」事項への違反又は、「秘密保持」義務に違反した場合は、加盟者は当社が蒙った損害を賠償するものとし、その最低額を100万円とします。
- ④ 契約終了後、加盟者は当社の標章ある商品類、物品類等、当社に引渡していただくものがあります。また、当社が提供した「不二家洋菓子チェーン・フランチャイズ・システム」に関するマニュアル及びその他の記した情報を写しを含め当社に返還していただきます。
- ⑤ その他フランチャイズ契約や民法等に基づく義務があります。

10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

(1) 売上ロイヤルティ

① お支払いいただく金銭の額または算定方法

不二家洋菓子チェーン店のPOSレジによる税抜きの不二家商品売上高に5%の料率とそれにかかる消費税額を売上ロイヤルティ額として、下記の期限をもってお支払いいただきます。

② 金銭の性質

売上ロイヤルティは、加盟者が当社より受ける経営ノウハウ、商標およびシステムの使用その他の継続的な対価としてお支払いいただきます。

③ 支払期限

対象期間	支払期限
1日～10日	同月20日迄
11日～20日	同月末日迄
21日～月末日	翌月10日迄

(2) 保険料

① お支払いいただく金銭の額または算定方法

「施設所有者管理者賠償責任保険」「生産物賠償責任保険」「動産総合保険」に関する保険料を、保険契約の更新の都度、各保険会社の算定方法に基づいてお支払いいただきます。

② 金銭の性質

「施設所有者管理者賠償責任保険」及び「生産者賠償責任保険」の加入は、フランチャイズ契約に基づくものであり、また、「動産総合保険」の加入は看板機械設備に関する契約に基づくものであります。

③ 支払期限

各保険会社からの請求に基づきます。

11. 店舗の営業時間・営業日・休業日

(1) 営業時間

営業時間は、不二家洋菓子チェーン店としての統一的営業及び地域顧客への利便性等の理由から、午前10時から午後9時の11時間を標準営業時間とします。但しショッピングセンター等集合商業施設への出店店舗は、当該ショッピングセンターの定める営業時間とします。又、当社との協議により、地域、立地によって営業時間の短縮又は延長は可能です。

(2) 営業日

営業日は、不二家洋菓子チェーン店としての統一的営業及び地域顧客の利便性等の理由から、年間無休営業を原則とします。但しショッピングセンター等集合商業施設への出店店舗は当該ショッピングセンターの定める営業日とします。尚、店舗改装等やむを得ない理由により当社が営業継続が困難と判断した場合は、この限りではありません。

12. テリトリー権の有無

(1) 当社は、加盟者が出店地域に対して独占営業をなす権利(テリトリー権)を付与していません。

(2) 当社は、加盟者の店舗の周辺地域を含め顧客の需要に対応する為、直営店もしくは他の加盟者による出店を図ってまいります。

尚、加盟者の店舗の周辺地域に関しては当該店舗の距離や地名等によって予め定義づけられるものではありません。

13. 競業禁止義務の有無

加盟者は、契約期間及び契約終了後、1年間は当社の書面による承認なく「不二家洋菓子チェーン・フランチャイズ・システム」又は「不二家洋菓子チェーン店」の全部又は一部に類似した営業活動をしてはならず、また他の者をしてかかる運営を行わせてはなりません。

14. 守秘義務の有無

当社が加盟者に提供した「不二家洋菓子チェーン・フランチャイズ・システム」に関するすべての事項について、契約期間中および契約終了後も秘密とし、加盟者は秘密を漏洩又は開示してはならず、また秘密を加盟者の従業員その他を通じて他に漏洩又は開示し、またされることのない様な措置を講じなければなりません。

15. 店舗の構造と内外装についての特別義務

不二家洋菓子チェーン店では、店舗の統一性の上から一定の商標、サービス・マーク、標章、サイン、看板、テント、建造物、設備、備品、什器、器具を使用又は施工をしていただきその費用(設計図面料、工事監理料、工事費、各種申請料)は、加盟者側でご負担いただきます。

なお、店頭看板の費用は当社で負担いたしますが、看板取付下地工事及び看板の保全、維持、管理、撤去等に関する費用は加盟者側にて負担していただきます。

16. 契約違反をした場合の違約金、その他義務に関する事項等

(1) 加盟者が当社の信用を著しく傷つける様な違反があった場合には本部は契約の解除と共に信用の毀損によって被った損害額(最低100万円)を加盟店に請求することがあります。

(2) 加盟料、売上ロイヤルティ、納品代金等の支払遅滞に対して、年利14.5%の遅延損害金を請求することとなっています。

(3) 加盟者が契約期間内及び契約終了後1年以内における「類似事業の営業の禁止」事項への違反又は、「秘密保持」義務に違反した場合は、加盟者は当社の蒙った損害を賠償するものとし、その最低額を100万円とします。

17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

当社は加盟者の不二家洋菓子チェーン店の事業活動による損失に対する補償制度は有していません。

後記「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書

項 目	頁 数	確 認 年月日	確 認 印	
			当社説明者	加盟希望者
フランチャイズ契約のご案内				
不二家洋菓子チェーン店への加盟を希望される方へ	1			
第I部 株式会社不二家と不二家洋菓子チェーン店フランチャイズ・システムについて				
1. わが社の経営理念	2			
2. 本部の概要 社名・本社所在地・資本金・設立・事業内容・事業の開始・主要株主・ 主要取引銀行・従業員数・本部の関連会社の名称及び事業の種類・ 所属団体・沿革	3 4			
3. 会社組織図	5			
4. 役員一覧	6			
5. (1)直近3事業年度(単体)の貸借対照表および損益計算書 (2)直近3事業年度(連結)の貸借対照表および損益計算書	7 11			
6. 売上・出店状況(加盟店・直営店別)	12			
7. 加盟者の店舗に関する事項 (1)直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 (2)直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 (3)直近3事業年度の各事業年度内に契約更新された契約に係る加盟者の 店舗数及び契約更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	12			
8. 訴訟件数	12			
第II部 フランチャイズ契約の要点				
1. 契約の名称等	13			
2. 売上・収益予測についての説明	13			
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 (1)加盟料 (2)店長研修費用 (3)保険料	13			
4. オープンアカウント、売上等の送金	14			
5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率	14			
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 (1)加盟者に販売する商品、物品、包装資材の種類 (2)商品等の供給条件について (3)供給日・回数・時間に関する事項 (4)発注方法 (5)商品及び包装資材類の代金の決済方法 (6)返品 (7)在庫管理等 (8)販売方法 (9)商品の販売価格について (10)許認可を要する商品の販売について	14 15			

7.経営の指導に関する事項 (1)加盟に際しての研修等実施の有無 (2)加盟に際し行われる研修の内容 (3)加盟店に対する開店前の指導及び協力 (4)加盟店に対する継続的な経営指導の方法及び実施回数	16 } 17			
8. 使用させる商標 商号 その他の表示に関する事項	17			
9. 契約期間、契約の更新及び契約解消に関する事項 (1)契約期間 (2)契約の更新の要件及び手続き (3)契約解除の条件及び手続き (4)契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容等	18 } 19			
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 (1)売上ロイヤルティ (2)情報システム料 (3)保険料	19			
11. 店舗の営業時間 営業日・休業日	20			
12. テリトリー権の有無	20			
13. 競業禁止義務の有無	20			
14. 守秘義務の有無	20			
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	20			
16. 契約違反した場合の違約金、その他義務に関する事項等	20			
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	20			
後記「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書	21 } 22			
別添資料「フランチャイズ事業を始めるにあたって」(中小企業庁)				

平成 年 月 日

説明者

私 _____ は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、
加盟希望者 _____ 様のご理解を頂きました。

説明者 _____ 印

加盟希望者

私 _____ は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について
説明者 _____ より説明を受け、理解しました。

加盟希望者 _____ 印